

先取についての説明

審判委員会講習会資料-2

2017年4月1日

1. 先取（せんしゅ）の導入

※ 先取とは、主審の「やめ」の前に相手よりも先に得点することである。その合図前に双方の競技者が得点した場合、先取は与えられず、引き続き双方の競技者には先取の機会が与えられる。

※ 得点の種類とは関係なく「有効」、「技あり」、「一本」のすべての得点技において権利を獲得することができる。たとえそれが最後の1秒であっても、競技中のいつでも権利を獲得することができる。先取は個人戦及び団体戦の両方に適用する。

※ 競技者は競技の終了後、得点と同じであった場合のみ（1対1、2対2、3対3、4対4など）先取によって勝者となる。競技終了後に0対0であった場合、主審は**個人競技**においては、「判定」を行い、**団体競技**においては、「引き分け」を宣告する。

・主審は監査に先取であることを知らせなければならない。

・主審が監査に先取を知らせなかった場合、監査は笛を吹き、そのことを主審に促す。

団体競技において、先取による勝ちを含んだ勝者が最も多いチームが勝利する。

1) 試合を止めたとき

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ・赤が一本、青が有効。 | 先取とならない |
| ・両者がビデオレビューによって得点。 | 先取とならない |
| ・赤が旗により得点、青がビデオレビューにより得点。 | 先取とならない |
| ・赤が旗、又はビデオレビューにより得点、青は得点なし。 | 先取となる |

2) 試合終了時、次のことを理解しておくことが重要

- | | |
|--------------------------|---------------|
| * 個人競技において同得点で先取がなかった場合： | 判定 |
| * 団体競技において同得点で先取がなかった場合： | 引き分け |
| * 個人競技において同得点で先取があった場合： | 勝者を宣告 |
| * 団体競技において同得点で先取があった場合： | 勝者を宣告 |
| * 団体競技における代表決定戦 | 個人競技と同じ手続きを行う |

3) 競技者が先取を獲得した場合次のようにする

① それに応じた得点を与える。

② 主審は監査の方を向き、得点した競技者側に指で示しながら「赤（青）先取」と告げる。

③ 記録主任は、得点記号の前に✓記入する。

例： 有効→ ✓○ 技あり→ ✓○-○ 1本→ ✓●-○

先取の実例

※ 先取を獲得した場合、記録主任は得点の記号の前に✓を記入する。

ケース 1

					得点	判断	結果
赤	✓○			○	2	赤の先取	□
青		○	○		2		×

ケース 2

					得点	判断	結果
赤	○		○	○	3		×
青	○	✓○	○		3	青の先取	□

ケース 3

					得点	判断	結果
青	○	○	○		3	青の先取	□

ケース 4

					得点	判断	結果
赤	○-○		○		3	判 定	
青	○		○-○		3		

ケース 5 (両者無得点)

					得点	判断	結果
赤					0	判 定	
青					0		

ケース 6 (団体競技)

					得点	判断	結果
赤					0	引き分け	
青					0		